

予約奨学生 奨学資金貸付申請に必要な書類一覧・チェックポイント

(チェックポイントは、例年、誤りや記載漏れが多い箇所です。提出前に再度チェックをお願いします。)

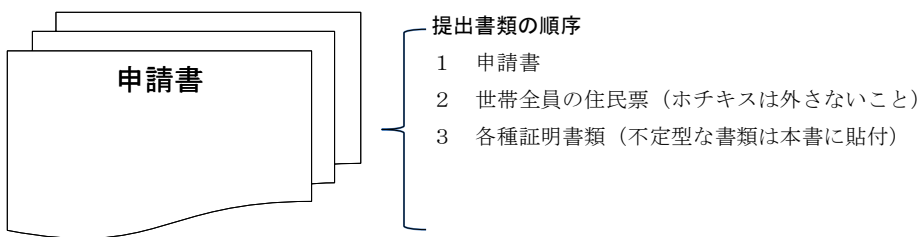
【下表で「*」の記号は、学校用の項目を示しています。】

項目	説明及び留意事項	チェック	
		本人	学校
1 共通			
(1)	全書類とも年月日を記入。		
(2)	鉛筆及びフリクションペンでの記入不可。		
(3)	本人と保証人欄はそれぞれ自署。		
(4) *	職印押印漏れがないか。(貸付申請書裏面、奨学生学力基準等審査書)		
2 奨学資金貸付申請書			
(1)	「保証人」は、保護者又はこれに準ずる方。 (生活保護受給の場合は、保証人になれないので注意。)		
(2)	同一生計の「保護者又はこれに準ずる方」以外の方を保証人とした場合は、住民票と収入証明書類の添付が必要。		
(3)	「学習に対する意欲」は、必ず生徒本人が記入する。		
(4)	「親権者」欄の記入漏れに注意。一般的には「親権者」＝「保証人(父母等)」。		
3 奨学生学力基準等審査書(表面)・人物評定書(裏面)			
(1) *	学力「特例」・・・「学習の成績(5段階評価)の評定平均値」欄に平均値を記入し、「学校長の所見」欄に所見(事務の手引 18ページ例2 の文面)を記入。		
4 添付書類(下記(1)、(2)、(3)の各証明書が必要)			
(1)	世帯全員の住民票(続柄、本籍記載のあるもの。 ・生計を一にしている方が住民票に記載されていない場合は、(2)により住民票の提出に代える。 ・独立別居している兄弟姉妹及び祖父母については不要。		
(2)	世帯人員確認のための証明書(下記ア、イ、ウのいずれか。 (世帯人員は、原則として父母又はこれに代わる人の健康保険・税法上の扶養親族。) ア 家族全員の「健康保険証」の写し。(生活保護家庭は、世帯構成員の記載がある「受給証」の写し。 イ 「源泉徴収票」の写し。(扶養親族の名前が記されているもの。 ウ 「確定申告書の第2表」の写し。(扶養親族の名前が記されているもの。)		
(3)	収入の証明書 (令和4年1月から令和4年12月までの収入) ① 給与・賃金等所得の人(下記ア、イ、ウのいずれか。) ア 市町村等発行の「所得証明書」。 イ 「給与所得者の源泉徴収票」の写し。 ウ 「源泉徴収票」が発行されない人、年途中で就職転職した人は、勤務先の給与支払証明書(申請時前3か月分毎月ごとに記載されたもの)又は給与明細書の写し。 エ 今回の申請時において失業給付金受給中(受給予定を含む。)の場合は、受給額(見込額を含む。)がわかる書類の写し。 ② 年金・恩給を受けている人 ・「源泉徴収票」又は最近の「振込通知書」の写し。 ③ 自営業・保険外交員・自由業等で利子・配当・家賃・地代・内職等収入の人 (下記ア、イのいずれか。) ア 最近の「所得税の確定申告書(控)」の写し(税務署等の受付印のあるもの) イ 最近の「市町村民税・県民税申告書」の写し(区役所等の受付印のあるもの) ただし、ア、イに受付印のない場合は、市町村等発行の「所得証明書」を併せて提出してください。 ④ 生活保護を受けている人 ・最新の「生活保護決定(改定)通知書」の写し。 ⑤ 児童扶養手当を受給している人 ・「児童扶養手当証」の写し。(令和4年分の手当額がわかる部分も必要。) (現況手続中で手当証がない場合は、最新の手当が振り込まれた通帳の写し。) ⑥ 申請時失業している人 ・「雇用保険受給資格者証」の写し(受給期間、受給日数、日額等の記載のあるもの)と市町村等発行の「所得証明書」の2つを提出。		

書類の貼り付け箇所

↓裏面に続きます。

項目	説明及び留意事項	チェック	
		本人	学校
	⑦ 上記以外（養育費も含む）の所得を得ている人 ・その所得に関する証明書又は明細書と、市町村発行の「所得証明書」の2つを提出。		
5 控除を受けるための証明書類（上記2～4のほかに、該当する場合提出）			
(1)	就学者控除（高校、短大、大学、専修学校専門課程等の在学者。） （予備校を含む各種学校、専修学校の一般課程、放送大学の科目・選択履修生は除く。） ・「学生証」の写し か「在学証明書」を提出。 （申請者本人、小学生、中学生は不要。） ※ この控除の証明書は、該当する場合は、忘れず提出すること。		
(2)	母子・父子家庭 ・住民票等で確認できる場合は不要。		
(3)	障害のある人のいる世帯 ・「身体障害者手帳」等の写し。「介護保険証（認定が3以上の場合に限る。）」の写し等。		
(4)	主たる家計支持者が別居（単身赴任）している世帯 ・別居のために特別支出する家賃、光熱水費、家具、家事用具第等の領収書の写し。 （申請時前3か月分程度。年額推計します。71万円を限度。）		
(5)	長期に（6か月以上継続して）療養を必要とする人のいる世帯 ・療養のため支出する経費の領収書の写し。（申請前3か月分程度。年額推計します。） （高額療養費支給額を除いて計算してください。）		
(6)	火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯 ・「被災証明書」と「被災額（概算額）証明書」。 ・雑損控除を受けた場合は、「確定申告書」の写し。		

6 申請書等を学校へ提出するとき			
(1)	各書類をクリップ等で留め、まとめて提出してください。		
(2)	「源泉徴収票」や「学生証」写しなどの小さく不定型なものは、欠落しないように本書にのり付けしてください。 		

※証明書が不要となっている場合でも、事情により証明書の添付を求める場合があります。